

公立大学法人福知山公立大学教育研究審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学定款（以下「定款」という。）第20条に規定する教育研究審議会に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教育研究審議会は、定款第20条第2項の規定に基づき、委員14人以内で組織し、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学長となる理事長（以下この節において「理事長」という。）
 - (2) 理事長が指名する理事
 - (3) 学部、学科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、理事長が指名する者
 - (4) 理事長が指名する職員
 - (5) 法人の役員又は職員でない者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が指名する者
- 2 前項第4号により、理事長が指名する職員には、教授会において選出された教員（教授、准教授）を含むものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第1項第3号及び4号に掲げる委員の任期は、それぞれ2年以内の当該職にある期間及び1年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第4条 教育研究審議会は、理事長が招集する。

- 2 教育研究審議会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第5条 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を行う。

(審議事項)

第6条 教育研究審議会は、定款第22条に掲げる事項を審議する。

- 2 教育研究審議会の議案は、議長が提出する。
- 3 定款第22条第9号に掲げる大学の教育研究に関する重要事項は、教授会から審議を委任された事項のほか、学長が特に必要と認める事項とする。
- 4 議長は、教授会から審議を委任された事項の審議結果を教授会に報告しなければならない

い。

(委員以外の者の出席)

第7条 第2条第1項第3号に掲げる委員が特段の事由により出席できない場合は、議長の許可を得て、当該委員と所属を同じくする教員を代理として出席させることができる。

2 前項により出席する代理の委員は、議決に加わることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第8条 議長は、教育研究審議会における議事概要について議事録を作成しなければならない。

2 前項に定める議事録には、議長のほか、出席委員の中から議長が指名する2名が記名押印する。

(専門委員会)

第9条 教育研究審議会に、専門の事項を調査、審議又は実施させるために専門委員会を置くことができる。

(事務)

第10条 教育研究審議会に関する事務は、学務・学生支援グループにおいて行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、必要に応じて理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。